

宮労発基第708号
平成25年10月30日

各団体代表者 殿

宮城労働局長



宮城県最低賃金の周知広報について(御協力依頼)

労働行政の推進につきまして、平素より御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしておりますが、この度、宮城県最低賃金について、本年10月31日から時間額696円に改定したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、貴団体が発行される機関紙において掲載していただくなど（別紙掲載例を御参照願います。）、貴団体の加入事業者に対する「改定最低賃金額」等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当部署

宮城労働局 労働基準部 賃金室

担当者 田村、早坂

住所 〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町1番地

仙台第4合同庁舎8階

電話 022-299-8841

FAX 022-295-3668



(掲載例)

宮城県最低賃金の改定について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は、下記の金額に改定されました。

時間額 696円

効力発生日 平成25年10月31日

詳しいことは、宮城労働局労働基準部賃金室
(022-299-8841) または、各労働基準監督署へ

宮城県最低賃金の改定について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は、次の金額に改定されました。

時間額 六九六円

効力発生日 平成二五年一〇月三一日

詳しいことは、宮城労働局労働基準部賃金室
(〇二二―二九九―八八四一) または、各労働
基準監督署にお問い合わせください。

宮城県 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ 最低賃金

696 円 時間額

宮城県のこれまでの最低賃金 685円から **11円アップ** ↑

[発効日] 平成25年10月31日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.mhlw.go.jp/>

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上に
なっているかの

チェック方法は？

POINT



支払われる賃金[※]と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(2) 日給の場合

$\text{日給} \div 1 \text{日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

$\text{日給} \geq \text{最低賃金額 (日額)}$

(3) 月給の場合

$\text{月給} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

